亀山市議会基本条例に伴う主権者教育課題のカルテ

作　成	R8.4.20

主権者教育課題	3	議場見学の実施について
関連条例内容	（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性の確保、並びに市民の多様性の尊重に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。	（市民の参画） 第１０条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。 ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。)第１００条の２の規定による専門的事項に係る調査並びに法第１１５条の２(委員会においては法第１０９条第５項において 準用する第１１５条の２)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
協議内容	・対象、実施手法等の検討 ・子どもの意見を聴くことや意見表明の場づくりの検討	

現状分析	議論する内容	対応内容
・「検討課題４７　子ども議会の実施について」が完了し、当該課題を引き継ぐ形で新たに本課題を設置した。 ・議会ホームページにキッズページを設置している。 ・市内小学校の市役所見学で、議員が議場と委員会室を案内し、議会について説明を行っている。	・具体的な実施手法等について、検討する。	・亀山市議会議会改革推進会議規程の一部を改正し「主権者教育部会」を設置し、これまで検討部会が所掌していた主権者教育の推進については、主権者教育部会が担うこととした。（令和8年4月20日　第49回議会改革推進会議） ・市内小学３年生を対象に、主権者教育部会により議場見学の対応を行った。 令和8年5月 8日　亀山東小学校 令和8年5月14日　亀山西小学校 令和8年7月 2日　神辺小学校